

観光PR動画プロモーション事業業務委託仕様書

この仕様書は、久留米市（以下「本市」という。）が受託者に委託して実施する「観光PR動画制作及びプロモーション業務」を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

観光PR動画プロモーション事業

2 業務目的

旅行需要回復に向けた動きが始まる中、観光PR動画の配信を実施し、国内外の旅行者の認知度向上及びファン獲得することにより、来訪・宿泊や周遊の促進を図ることを目的とする。

3 業務の内容等

受託者は、本業務の目的及び本市の魅力を理解するとともに、旅行者の潜在ニーズを捉え、以下の全ての業務を行うものとする。

(1) SNSでの配信を想定したインバウンド向け観光PR動画の制作

ア 最適な動画コンセプトを設定の上、自然景観、歴史、伝統、文化、多彩なグルメ等をテーマとして最大限に表現し、四季折々の本市の魅力を紹介する動画を制作すること。

イ PR動画は、本市への旅行動機を喚起するものとし、観光旅行の復活が早いと予測される台湾、香港及びタイ等の東アジア、東南アジア地域の視聴者に対し訴求力の高いものとする。また、制作にあたっては、外国人の意見収集等を実施することとし、ダイバーシティ等にも配慮すること。

ウ 動画制作にあたっては、基本的に本市がテーマ別に制作した「久留米ちよい旅」5作品の映像を使用することを原則とする。ただし、その他本市が所有している映像を使用することも可とする。また、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とするが、手続等は受託者において行うこと。

参考：本市公式観光サイト「ほとめきの街」動画ギャラリー

(URL) <https://welcome-kurume.com/movies/>

エ 動画には、原則、映像の撮影場所を英語のテロップを入れること。また、ナレーション等がある場合、テロップを入れること。

オ BGM等の音楽素材の使用に際しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用し、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許

- 諾が必要な場合の手続は受託者において行うこと。
- カ SNSによる配信を想定して、特に最初の10秒に視聴者を引き付ける工夫を凝らし制作を行うこと。
- キ 動画について、本市における内容確認及び修正指示の機会を2回以上設けること。
- ク 規格については以下の通りとする。
- ①業務目的に沿った内容で、YouTube等での配信を前提とした動画作品を、本数として1作品以上制作すること。
 - ②時間については、1作品は1～3分程度を目安とし、広告等に活用できるように、15～30秒や6秒の短縮編も制作すること。
 - ③画面縦横比16：9とすること。
 - ④動画はフルハイビジョン解像度以上とすること。
- ケ 動画制作における重要事項は、本市と事前に十分な協議を行うこと。

(2) YouTube等を活用したプロモーション

- ア (1)の動画について、YouTube上で公開するにあたり必要なタイトル、サムネイル画像、概要説明及びタイムライン等を設定すること。
- イ (1)の動画及び「久留米ちょい旅」を活用し、YouTube広告を実施すること。ただし、動画広告費および広告管理費にかかる費用は、国内向け・国外向けそれぞれ全体予算の40%程度とし、効率的かつ効果的な手法により計画性を持って広告配信を行うこと。
- ウ 広告配信エリアは下記の地域を基本とするが、国外については(1)の動画の内容によって追加することを可とする。
- 国内：西日本(本市を除く) 国外：台湾、香港、タイ
- エ 広告配信における重要事項は、本市と事前に十分な協議を行うこと。
- なお、広告配信を実施するYouTubeチャンネルは、以下のものを基本とする。
- 国内：久留米のみりよくチャンネル
(URL) <https://www.youtube.com/@user-cv6cz8pn1b>
- 国外：Welcome! Kurume Fukuoka, Japan
(URL) <https://www.youtube.com/@WelcomeKurumeFukuokaJapan>
- オ 再生回数等について目標数値を設定し、その目標数値に結び付く話題性・拡散性に繋がるプロモーション手法を提案・実施すること。
- カ 動画配信状況等効果の検証のための分析を行い、定期的に動画の再生回数、視聴者の属性等を報告するとともに、効果的な企画を提案すること。
- キ 公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会のSNSアカウント(久留米観光情報 Twitter および LINE)による情報発信に協力すること。

(3) 成果物

- ア 再生用制作した動画一式データ
再生用及びウェブアップロード用映像データ、テキストデータ等、その他作品に使用した全データを納めたもの
- イ 非圧縮の映像マスターデータ一式（HDD等）
- ウ 業務の実施内容をまとめた資料

(4) 納品

- ア 納期 令和6年3月31日（日）
- イ 納品場所 久留米市役所商工観光労働部観光・国際課内

(5) その他

上記の他、業務目的を達成する上で効果的であるとする提案を行うこと。

4 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

5 完了報告等

受託者は、次の事項を記載した委託業務に係る事業完了報告書等を、委託業務完了後、速やかに提出すること。

- (1) 委託業務の実施期間
- (2) 委託業務に要した事業費
- (3) 事業実施における成果
プロモーション等、情報発信の方法と実績
動画の閲覧回数や、国内外毎の閲覧層の分析等結果

6 その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、効率的かつ適正に実施されるように、委託業務を総括する制作責任者を置き、全ての工程における運営管理（各作業時の進捗状況の把握、本市への状況報告等）を徹底すること。
- (2) 受託者は、この仕様書に規定するもののほか、受託者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合又は仕様書に記載のない事項については、本市と協議し決定すること。
- (3) 本業務に基づき作成される成果品（写真、著作権等）の著作権は、すべて本市に帰属し、本市が当該データの編集等の加工及び、インターネットのあらゆる媒体・手段による公開等の二次利用を行うことができることとする。
- (4) 成果物は、本市が認めた第三者が、本市の観光の魅力を広く紹介・PRすることを目的に二次利用する場合がある。
- (5) 本業務を履行する上で知り得た情報等については、第三者に開示又は漏洩

してはならない。

- (6) 本業務完了後に受託者の責任に帰すべき理由による成果品の瑕疵があった場合は、受託者は速やかに必要な修正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (7) 受託者は、その責めに帰する理由により、本業務の実施及び成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じた時は、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、本市又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 受託者は、本市の承認を受けないで、再委託をしてはならない。